

第 19 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和6年12月26日(木)	午後 2時 00分
閉会日時	同 上	午後 3時 14分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)	
出席委員	23名	
	農業委員	
	1 番 富 田 正次郎	2 番 杉 戸 恵 司
	3 番 山 形 啓 子	4 番 川 口 賢 一
	5 番 山 形 ちづ代	6 番 井 田 秋 雄
	7 番 星 野 重 彦	8 番 山 形 栄 子
	9 番 坂 本 久 美 子	10 番 星 野 昭 彦
	11 番 中 島 篤	12 番 渡 辺 隆 司
	13 番 矢 内 鉄 男	14 番 今 泉 芳 雄
	農地利用最適化推進委員	
	1 番 金 子 博 一	2 番 荻 原 完 一
	3 番 木 村 聡	4 番 大 澤 隆
	5 番 小 菅 雄 一 郎	6 番 高 沢 良 満
	7 番 丹 羽 康 博	8 番 深 澤 憲 司
	9 番 太 田 亮 一	10 番 11 番
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員	3 番 武 幸 一	
	9 番 中 村 耕 一 郎	10 番 齊 藤 克 代
議事参与 議 事	5 名	
	事務局長 新井 八寿代	主 査 登坂 良男
	次 長 山藤 健二	主 査 鳥井 貴史
	係 長 石原 幸枝	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第75号議案 農地法第3条の規定による許可申請について	
	委員会処分 6件	
	第76号議案 農地法第4条の規定による許可申請について	
	委員会処分 2件	
	第77号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について	
	委員会処分 1件	
	第78号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	
	委員会処分 4件	
	日程第4 報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
	報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第19回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員9名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、11番中島委員及び12番渡辺委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第75号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が6件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号23番、24番、25番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

受付番号23番、24番、25番につきましては、被設定人が設定人の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農下部では設定人である農地所有適格法人が渋柿(平核無)の栽培を行っております。

営農状況といたしましては、渋柿の植え付けがされており、柿の木が密集又はまばらということもなく、剪定や下草等の管理がされておりました。申請者からの生育状況としては前回柿の苗の生育状況が芳しくないものが3割くらい

あり、植え替えを行ったことにより、樹齢の異なる木が混在している状況と
のことです。土壌の改良も２年前から行っているとのことで、方法としてはよう
りんを使用し、土壌のリン酸値を改善したり、鶏糞、牛糞、腐葉土、米ぬかを
投入し、土壌の肥沃化を図ったりしているとのことです。

今後の取り組みとしましては、必要に応じて定期的に土壌診断を実施し不足
している養分を補うことを考えているそうで、他には定期的な害虫の駆除や病
気の発生予防を行い、柿の木一本一本の成長を記録・管理していくことを考
えているそうです。

受付番号２６番から２８番につきましては、別添調査書にありますとおり、
農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると
考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、この件について１２月２５日に現地調査を実施しておりますの
で、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

５番農業委員 はい。

議 長 はい。５番山形ちづ代委員。

５番農業委員 ５番山形でございます。昨日、事務局２名、８番丹羽推進委員と現地調査に
行ってまいりました。受付番号２３番から２５番につきましては、先ほど事務
局が報告されたとおり、３年に一度の更新の申請でございます。受付番号２３
番の地図の申請地南側には太陽光施設は設置されていない状態ですが、補充を
するための柿の木が植えてありました。柿の木の出来不出来によって植え替
えることを考えているそうで、太陽光パネルに当たりそうな高さの木もありま
したし、背の低い木もありました。受付番号２６番につきましては、譲渡人が相
続を受けたもので、譲渡人の家の近くでございます。管理ができないというこ
とで、譲受人が野菜を栽培するということで農地を取得するものでございま
す。これから野菜を栽培するということで問題はないかと思いますがご審議の
ほどよろしくお願いいたします。それから受付番号２７番、受付番号２８番につ
きましては、譲受人が同じ社会福祉法人です。現地は施設と道路を挟んで東に位
置しまして、受付番号２７番と２８番は隣合わせとなっております。これも野
菜を栽培するということで何ら問題はないかと思いますが審議のほどよろしく
お願いします。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

５番推進委員 はい。

議 長 はい。５番大澤推進委員。

５番推進委員 ５番推進委員大澤です。営農型太陽光発電の申請の件で、被設定人となって

いる有限責任事業組合について初めて聞いたんですが、どのようなものですか。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

有限責任事業組合についてですが、これは企業同士のジョイントベンチャーや専門的な能力を持つ人材の共同事業を振興するために創設された制度でして、出資者が組合員となります。有限責任事業組合自体には法人格はなく、各組合員が責任を負ったり課税をされたりする組織となっております。以上です。

5 番推進委員
議 長

はい、ありがとうございます。

ほかにございますか。

8 番推進委員
議 長

はい。

はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員

8 番推進委員丹羽でございます。設定人の状況のところで、耕作面積は桐生市だけではなく他の県や市町村の面積も含まれているということでもいいですか。

議 長
事 務 局

はい。事務局。

耕作面積ですが、市内で耕作をしている農地の面積だけではなく、他の県や市町村で耕作をしている農地の面積も含まれております。

議 長

よろしいでしょうか。それでは一つ教えてほしいのですが、受付番号 25 番について設定人と被設定人の会社の代表者が同じ人のようなのですがそのへんはいかがですか。

事 務 局

設定人と被設定人の関係ですが、それぞれの法人の代表者は同じ方になっておりまして、設定人となっている法人は農業を専門にする法人であり、被設定人である法人は太陽光発電事業を行っている法人となっております。また、被設定人である法人は定款を確認しますと太陽光発電事業の他に人材派遣業も行っているということで、繁忙期には雇い入れを行うことも考えているようで、議案書のその他労働力の項目には反映されていないんですけれども、耕作面積が広いということで、必要な人材を確保する計画もあることを伺っております。以上です。

議 長
事 務 局

作物の収穫についてはどのような計画になっているのか教えてください。

申請者から提出された計画によりますと、令和 9 年から少しずつ収穫を行っていきけるということです。

議 長
事 務 局

はい、分かりました。ほかにありますか。

この件に関しては 4 月に法律が変更になりまして、今ここでやっている総会で承認を得た後、県の常設審議委員会で審議をすることになっている案件なんですね。それなのでみなさんが疑問に思うことがあれば活発な質疑ができればと考えています。また農業委員会でも営農型太陽光の現地調査をして現状を把握して、耕作状況が芳しくないものについては事務局から文書で喚起を行って

おりますので、以前に比べれば営農している人たちも肝に銘じて耕作をして
れているんじゃないかと思っています。

8 番推進委員 はい。いいですか。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 今の話の関連で伺いたいのですが、3, 0 0 0 m²以上になると県の常設審議
委員会で審議をすることになるとのことですが、これは農地法 3 条の許可申請
でも対象となるものなのですか。私としては農地法 4 条と 5 条が該当するもの
だと思っていたのですがいかがですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 農地を売買したり貸借をしたりするために申請された農地法 3 条の許可申請
は常設審議委員会の対象外となりますが、今回の案件は営農型太陽光の申請
で、農地の上空を利用するための区分地上権を設定するための農地法 3 条の許
可申請と、支柱の部分を一時転用するための農地法 5 条の許可申請が一つのセ
ットとなっております。なおかつ農地自体の面積が 3, 0 0 0 m²以上となっ
ておりますので常設審議委員会にて審議をすることになります。

議 長 今事務局が説明してくれたとおり、農業委員会として前々から耕作をしっ
かりやってほしいことを要望しているわけですが、桐生市の管内だけで、桐生
市の農業委員会だけで対処するのは難しい案件が出てくるということで、そ
の辺の事情は桐生市以外の農業委員会でも同じだと思うんですが、県の常設審
議委員会で審議をすることで、県にも実情を把握してもらって、申請者に営農
型太陽光発電の基準をしっかりと運用してもらいたいという趣旨だと私はとら
えておりますが、今後面積が 3, 0 0 0 m²以上の農地については営農者がしっ
かりと耕作をしていかないといろいろなところで問題が起きてくるのではない
かと思っております。他にありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 7 5 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、委員会処分
が 6 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙
手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 7 5 号議案は許可相当として承認されました。

日程第3 第76号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号9番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

10番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地であります、営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った一時的な利用を、3年間更新するものであり、許可基準を満たしていると考えます。営農状況につきましては、これまでみょうがを栽培しておりましたが、病気が入ってしまい、みょうががダメになってしまったため、令和5年2月に作物をみょうがからタラの芽に変更したいとの申し出がございました。なお、令和6年の出荷した分が約40kgであり、群馬県の平均単収が10aあたり100kgで8割が80kgとなり、太陽光の設置が、農地全面ではなく一部分であり、太陽光の下部の面積が354㎡でありますので、40kgを10a(1,000㎡)あたりに換算すると112.8kg(40kg×2.82)となることから、群馬県の平均単収の8割である80kgを上回っております。

用地選定につきましては、より適した代替地を探すのは困難と思われまして、基準を満たしていると考えます。

一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、受付番号9番及び10番について、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について12月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

8番推進委員丹羽でございます。現地調査の結果を報告いたします。受付番号9番ですが、菱町でして黒川という川がありまして、そこを北上していったところにあります。ここは現状山林となっております、杉林となっております。畑に復元することは不可能だと思われるのでやむを得ないかと思えます。受付番号10番ですが、場所は新里町山上で、近隣に豚舎がある所となっております。営農型太陽光発電を行っているのは申請地の一部でして、タラの木が均等に植えられておりました。生育状況につきましてはばらつきがありましかれども、全体的には管理されていると思いました。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

6番農業委員 はい。

議 長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 6番井田委員です。受付番号10番ですが、夏場の現地調査のときには設備の下部というよりは横にありましたので、設備の下部にも作付けをしてもらうように話をしていただければと思います。

議 長 事務局への要望ということでよろしいでしょうか。ほかにありますか。
ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。それでは私からひとつ、受付番号10番の営農型太陽光発電の申請は認定農業者などで、一時転用期間が長くなっていたりするのか教えてください。

事 務 局 はい。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 この申請につきましては一時転用期間が3年となっております。今回の申請も特に申請者本人からは3年以上の一時転用期間の要望はなく、3年の一時転用として申請が出ている形となっております。

議 長 ほかにありますか。

13番農業委員 はい。

議 長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。受付番号9番ですが、申請地が道路のすぐ横だと思うんですが、山というのはどういうことですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 地図を見ていただくと申請地を挟み込むようにして道があるような形になっていると思いますが、現地には杉の木が何本も植えられていまして、林のような状態となっており畑として体をなしておらず、今後耕作をしていくのは難しいということで申請に至ったとのことでした。

13番農業委員 そうなるとただ長年放っておいた結果、山になってしまったらそれでいいということなんでしょうか。そんなことはないと思いますけれども。今回の申請でも申請地周辺が道に面していて、極端な話をすると町のなかに山を作ってしまったというようにも感じますけれども、そのようにとらえられてもしょうがないような気がしますかどうか。

5番推進委員 はい。

議 長 はい。5番大澤推進委員。

5番推進委員 5番推進委員大澤です。ここは私の地元でして、毎日仕事で通っているところなんですけれども、私が知る限りでは杉の木が茂っておりまして、ここはもともと山だったものを昔の人たちが切り開いて住宅を建てたり農地にしていったりしていったような場所です。山の中の集落みたいな所なんですよ。なの

で現地を見てもらえれば手の付けようがないことが分かるような場所です。

13番農業委員

現状はそうなんでしょうけれども、元は畑だったわけでしょう。

5番推進委員

いや、どうなんでしょう。私もそのような状況は確認できていないですけども。

議 長

いずれにしても、地目は畑となっているところに植林をしてしまったという現実が何十年か前にあって、このままここを山林として認めてしまっても昔から状況が変わらない以上申請地周辺の人に迷惑がかからないと思いますけれどもその判断をみなさんにしていただきたいんですね。

5番推進委員

私が見る限りではそこに杉が立っていたところで、地元の人たちから迷惑がかかるとか、クレームがくるとかいった状態ではないですね。

議 長

はい。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第76号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第76号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、第77号議案「農地法第5条の規定による許可の取消願」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号2番につきましては、取消事由にありますとおり、農地法第5条の許可を受けましたが、太陽光発電施設の設置計画を見直したところ、申請地を使用しなくても事業が可能との判断に至ったため、許可を取り消したい旨、申請があったものでございます。許可取消後は農地として管理をしていく予定となっております。

以上、令和6年7月に許可となっております、桐農委指令第6-521号の農

地法5条の規定による許可取消しについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。一つ確認なんですが、今回の申請は2390㎡の内367㎡ということで、ほとんどの部分は7月の許可で利用するけれども、一部分だけが使用しないという内容でよかったでしょうか。

事 務 局

はい。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

今回の申請地の南の土地と一体利用をする予定でしたが、太陽光発電施設を設置する場所をよく検討した結果、申請地には太陽光発電施設を設置しなくても済むことが判明したため、今回の申請で許可を受けた場所を取り消すということでの申請となっております。

2 番農業委員

はい。

議 長

はい。2 番杉戸委員。

2 番農業委員

譲渡人は譲受人に売買で契約をしたんですか。

事 務 局

はい。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

当初の売買契約書の中で、太陽光発電設備として利用しない場合は契約を破棄することができることが条項として盛り込まれております。

2 番農業委員

もし仮に農地として返されたとして譲渡人は困らないのですか。許可を取り消した後農地に復旧した場合に飛び地になってそこまで行けなくなってしまうのではないですか。

事 務 局

はい。よろしいでしょうか。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

この申請につきまして、もともとの許可の内容が、2名の別の方からそれぞれ1筆ずつ出ておりまして、一つの会社が太陽光発電設備を設置するという事で転用をしておりました。そのうちの1筆を利用しなくなったとのことです。2390㎡の内367㎡とありますが、2390㎡の農地の中で367㎡だけ利用するという意味であり、まだ分筆もされておられませんので、それぞれの部分から接道されていないということも考えられませんか、許可が生きている筆の方で太陽光発電事業が行われるという内容です。

2 番農業委員

じゃあ飛び地にはならないんですね。

事 務 局

はい。

議 長

みなさんご理解はできたでしょうか。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

77号議案「農地法第5条の規定による許可の取消願」について、本件を許可取消相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第77号議案は許可取消相当として承認されました。

日程第3 第78号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、41番、42番、43番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地であります。営農型太陽光発電設備の許可継続の取り扱いに沿った、一時的な利用を更新するものであり、基準を満たしていると考えます。

受付番号44番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上41番から44番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について12月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

受付番号41番から43番につきましては、75号議案の関連案件ということで、事務局の説明のとおりでございます。受付番号44番につきましては、

申請地の周囲は一団の農地となっておりまして、周囲への影響がないかどうかというところを見てきましたが、あまり支障はないと感じました。また宅地に接続をしたところであるため、土地改良区域内にある農地ですけれどもやむを得ないかなということで見えてまいりました。以上です。

議 長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第78号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第78号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 報告第35号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第35号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については1件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第35号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きまして、報告36号「農地法第5条第1項第6号の

規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

報告第36号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については
11件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理
いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第36号について発
言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時14分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

11 番

12 番